

新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態宣言の影響を受ける市民及び事業者の皆様への支援を表明するとともに、より相談しやすい法律相談体制の構築を目指す会長声明

新型コロナウイルス（COVID-19）感染拡大の影響は、瞬く間に世界各地に広がり、我が国においても、本年4月7日には政府により東京都などに緊急事態宣言が発令され、本年4月16日にはその対象区域が全国に拡大されました。

市民に対しては本年5月6日まで不要不急の外出の自粛が求められ、事業者に対しては、一部事業者に対する休業要請、営業時間の短縮要請等が求められているにもかかわらず、政府による十分な補償策が発表されているとは言えないなかで、市民や事業者の皆様のご自身への感染の不安、のみならず生活不安、事業の継続に対する不安が高まっています。

そのような中で、①正規雇用・非正規雇用・フリーランスに関する解雇、賃金不払い、発注の打ち切り、料金の不払いなどの問題、②学校に行けない児童や生徒らの教育を受ける権利や心身の健康、休校で働けなくなった保護者の生活保障の問題、③事業者にとっては、契約不履行、取引の打ち切り、労務問題、資金繰りといった問題、④医療従事者や感染者への偏見や差別などの多くの法律問題が発生しており、連日のようにマスコミ報道がなされています。当初、マスコミ報道の中には、弁護士会が、市民の法的ニーズに応えていないのではないかと論調も見られたところですが。

当会は、緊急事態宣言の下で、感染防止のために、弁護士会館や法律相談センターでの対面型の法律相談・法的サービスの提供は自粛せざるを得ない状況にあっても、当会の弁護士は、社会生活上の医師として、市民の皆様の法律相談のご要望に的確にお応えするため、電話を中心とした相談者及び弁護士の移動と接触を伴わない法律相談体制に移行して、引

き続き法律相談窓口を運営しています。

具体的には、弁護士紹介センター（消費者相談、借金相談、高齢者・障がい者に関する相談、労働相談、離婚相談、DV相談、生活保護相談、外国人相談、刑事・少年事件相談等。現時点ではウェブまたはFAX受付（FAX 03-3581-0865））において741名の相談担当者を登録して相談に応じている他、子どもの人権110番（電話03-3503-0110）・民事介入暴力被害者救済センター（電話03-3581-3300）・マンション管理相談窓口（電話03-3581-2223）で市民の皆様からの相談を受け付けています。

また事業者向けには、中小企業法律支援センター（電話03-3581-8977）において、279名以上の相談担当者が登録されて、相談を受ける体制を整えています。

さらに本年4月20日からは日本弁護士連合会の新型コロナウイルス法律相談全国統一ダイヤル（電話0570-073-567）による電話での相談受付が始まっています。この法律相談にも当会の弁護士が、弁護士紹介センターから214名、中小企業法律支援センターから102名参加して、東京都のみならず近隣の相談者の方の相談に応じています。

当会は、新型コロナウイルスの感染拡大によって、想定を超え、かつ出口が見えないことによる皆様の不安が、一日も早く解消され、元通りの生活を取り戻せるように、これからも全力をもって支援に取り組んでまいります。

2020(令和2)年4月24日

東京弁護士会会長 富田 秀実

東京拘置所及び立川拘置所における一般面会の禁止についての会長声明

新型コロナウイルス感染症が、全国的に感染が拡大しつつあるため、本年4月7日、日本政府より、新型コロナウイルス感染症を対象とする新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、7都府県を対象とする緊急事態宣言が出され、同月16日、対象地域が全国に拡大された。

刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設）においても、適切な感染防止措置を取らなければならないが、同時に、被疑者・被告人の権利の擁護と不利益の回避に十分な配慮が必要である。

緊急事態宣言を受けて、東京拘置所及び立川拘置所では、原則として一般面会を一律禁止する措置が取られている。しかし、身体拘束をされた被疑者・被告人にとって、接見禁止決定がない限り、家族等との一般面会を行うことには権利性があり、刑事収容施設処遇法には、感染拡大を理由に一般面会を禁止する規定はない。緊急事態宣言が発出されているからこそ、外部との即時の連絡のために一般面会が重要な意味を持つ場面を想定することができる。

感染防止のための必要性があるとはいえ、接見禁止決定を受けていない被疑者・被告人に対し、原則として一般面会を

禁止とし、一律に一般面会の機会を奪うような制限を科すことは重大な人権侵害のおそれがあるため、直ちにあらためるべきである。

例えば、面会を予約制にし、1日の面会者数を制限する、複数名での面会を避ける、必要性・緊急性が高い面会を優先的に認める、発熱や咳等の一定の症状がある者についてのみ面会を拒絶する、被収容者、職員、面会者等の手指の消毒、マスク着用を徹底する、面会室内の遮蔽板に開けられている穴をテープで塞ぎ物理的に遮断する等、一般面会の全面禁止以外に、感染防止のために取り得る手段があることに留意すべきである。

緊急事態宣言は、当面は、本年5月6日までとされているものの、その期間自体が延長される可能性があることに鑑みれば、一般面会の原則禁止によって侵害される権利は重大なものといえ、一刻も早く上記のようなより制限的でない措置を実施すべきである。

2020(令和2)年4月27日

東京弁護士会会長 富田 秀実

憲法記念日にあたっての会長談話

1 1947（昭和22）年5月3日に日本国憲法は施行されました。

日本国憲法が施行された当時、我が国は占領下にありましたが、侵略戦争への痛切な反省に立ち、個人の尊厳を根源的な価値として権利・自由を広く擁護することを明確にしたこの憲法は、あまねく国民に受け入れられました。

2 73回目の憲法記念日を迎えた今日、世界中で新型コロナウイルスが猛威を振るい、我が国も、ウイルス感染拡大を阻止するために「緊急事態宣言」が発出されるという未曾有の状況の下にあります。

憲法は、国に対して、個人の生命・身体・幸福追求の権利を尊重することを求めており、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策は、国の重要な責務です。

そして、根本的な感染防止対策が人と人の接触を極力回避することにある以上、国や地方公共団体が、個人に対して外出しないよう求め、事業者に対して営業しないよう求めることも、ある程度はやむを得ません。

しかし同時に、憲法は生存権・子どもの学習権・営業の自由・移動の自由・財産権等を市民に保障しており、今回のような感染症が蔓延する緊急事態においても、その制限は必要最小限度に留められなければなりません。

このような状況においては、特に、制約が必要最小限度であるか否か、自分の行動をどのように決定するかなどの問題について、市民が冷静で正しい判断をすることが極めて重要であり、そのために必要な情報を、国、地方公共団体、そしてメディアから迅速かつ十分に享受できる「知る権利」の保障が一層強く求められます。

また、「自粛」の名の下に、個人や事業者が経済的苦境を一方的に強いられることも、市民の生存権や営業の自由、財産権の観点からはあってはならないことであり、立法及び行政において、可能な限り直接的な補償や経済的援助を提供することが早急に求められています。

3 他方で、このような状況にあっても、感染のリスクにさらされながら社会のインフラを維持するための職務に従事している方々、とりわけ医療の現場で、自ら感染の危険性にさらされながら治療にあたっておられる医療関係者の方々がいらっしやいます。私たち東京弁護士会は、これらの方々に心から敬意を表します。

また、医療関係者やそのご家族、そして感染された方やそのご家族などがいわれのない差別的言動にさらされていると報道されています。外出自粛に伴い、家庭内のDVや虐待の増加も懸念されます。

私たちは、これらの不当な差別や暴力の被害を受けている方々を支援し救済するため、弁護士紹介センター、子どもの人権110番等の電話相談で、市民の皆様からの相談を受け付けています。

4 私たち東京弁護士会及び所属弁護士は、今こそ、個人の尊厳という憲法の基本理念のもとで、人権の護り手として、市民の皆様に寄り添い、苦難を取り除き困難を乗り越えるための必要な法的支援を提供するなど、その期待される役割を全うして、よりいっそう邁進いたします。

2020（令和2）年5月3日
東京弁護士会会長 富田 秀実

あらためて検察庁法の一部改正のうち検察官の定年ないし勤務延長にかかる「特例措置」を設ける部分に反対し、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」から当該部分を削除することを強く求める会長声明

1 政府は、本年1月31日、2月7日に63歳で定年を迎えることになっていた東京高検検事長の勤務を、国家公務員法の勤務延長規定を根拠に半年間延長するとの閣議決定をした。

また、政府は、3月13日、さらに国家公務員法等の一部を改正する法律案（内容として検察庁法の一部改正を含む。）を閣議決定し、これを国会に提出した。

当会は、本年3月17日の会長声明で、1月31日の閣議決定については、検察官の人事をそのように恣意的な法解釈の変更で行ったことは「検察官及び検察組織の政権からの独立を侵し、憲法の基本原理である権力分立と権力の相互監視の理念に違背する」と抗議して撤回を求めた。

2 また、3月13日の閣議決定による「国家公務員法等の一部を改正する法律案」に含まれる検察庁法の一部改正部分についても、63歳になった者は、検事総長を補佐する最高検次長検事や、高検検事長、各地検トップの検事正などの役職に原則として就任できなくなるが（役職定年制）、

「内閣」が「職務遂行上の特別の事情を勘案し（中略）内閣が定める事由があると認める」（検察庁法改正案第22条第5項）と判断するなどすれば、特例措置として63歳以降もこれらのポストを続けられるようにするとの内容について、「このような法律改正がなされれば、時の内閣の意向次第で、検察庁法の規定に基づいて上記の東京高検検事長の勤務延長のような人事が可能になってしまう」「これは、政界を含む権力犯罪に切り込む強い権限を持ち、司法権の適切な行使を補完するために検察官の独立性・公平性を担保するという検察庁法の趣旨を根底から揺るがすことになり、極めて不当である」と批判し、国家公務員法等の一部を改正する法律案のうち検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」を設ける部分を撤回し、憲法の権力分立原理を遵守して検察官の独立性が維持されるよう強く求めた。

3 然るに、本年1月31日の閣議決定は未だに撤回されおらず、内閣の恣意的な法解釈変更による東京高検検事長の

定年後の勤務延長は続いている。

また、国会に提出された「国家公務員法等の一部を改正する法律案」は、上記のような問題のある検察庁法の一部改正部分を削除することも分離することもなく、5月8日にも国会内の内閣委員会にて審議入りし、コロナ禍に対する対策・対応に国民の関心が集中している状況の中で、短時間で一括して審議され国会で議決されようとしている。

先に指摘した会長声明で述べたとおり、検察官は「公益の代表者」（検察庁法第4条）であって、刑事事件の捜査・起訴等の検察権を行使する権限が付与されており、ときに他の行政機関に対してもその権限を行使する必要がある。そのために、検察官は独任制の機関とされ、身分保障が与えられているはずである。にもかかわらず、内閣が、恣意的な法解釈や新たな立法によって検察の人事に干渉することを許しては、検察官の政権からの独立を侵し、その職責を果たせなくなるおそれがあり、政治からの独立性と中立性の確保が著しく損なわれる危険がある。

検察官の政治からの独立性と中立性の確保が内閣や国会を牽制する司法権の適正な行使を補完するものである以上、今回の改正法律案は、憲法の基本原理である権力分立に反し、許されないものである。

- 4 当会は、あらためて、憲法の権力分立原理を遵守して検察官の独立性を維持するために、政府に対し、本年1月31日の閣議決定に抗議してその撤回を求めるとともに、国会及び各政党・国会議員に対し、「国家公務員法等の一部を改正する法律案」のうち検察官の定年ないし勤務延長に係る「特例措置」を設ける部分を削除すること、その部分が削除されない限りは「国家公務員法等の一部を改正する法律案」を成立させないことを、強く求める。

2020(令和2)年5月11日
東京弁護士会会長 冨田 秀実